

(建築物等の基準)

第6条 協定区域内の建築物の敷地、位置、用途及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の敷地は、150平方メートル以上としなければならない。
- (2) 建築物は、法別表第二(イ)欄に該当するもの以外は建築してはならない。
- (3) 敷地の地盤面の高さは、造成工事完了時の地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び自動車車庫の築造等による部分的な変更はこの限りでない。
- (4) 延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の12以下とする。
- (5) 建築物の高さは、地盤面より10メートル以下とする。
- (6) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下としなければならない。
- (7) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という)は1メートル以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
 - ア、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
 - イ、物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
 - ウ、自動車車庫で、軒の高さが3メートル以下のもの。
 - エ、バルコニー、袖壁又は床面積に参入されない出窓。
- (8) 敷地の道路に面する部分に、垣又は柵を設ける場合は、生垣又は高さ1.5メートル以下のフェンスとしなければならない。ただし、高さ0.4メートル以下の基礎等の構造物を設置する場合にはこの限りでない。